

## 医師の宿日直勤務について

医師の「宿日直許可」については、11月号（第30号）で少しふれました。今回は、もう少し詳しくみてみましょう。令和元年度に厚生労働省が実施した「病院に勤務する医師の労務管理に関するアンケート調査」で、県内の病院で取組みが行われていない項目は「宿日直許可手続き」が最も多いことがわかりました（図1）。

2024年度から始まる医師の労働時間規制に向け、医師の勤務時間削減に「宿日直許可」を受ける方法もありますので、検討をしてみたいはいかがでしょうか。

●**宿日直**とは、宿直と日直を合わせた呼び方で、宿直は平日の業務終了から翌日の業務開始まで、日直は通常業務のない休日に、医療機関内で待機するものをいいます。この待機している時間は労働時間にカウントされます（図2-A）。しかし、労働基準監督署長の許可を受ければ、宿直手当のみでこの時間を労働時間にカウントする必要がなくなります（図2-B）。

### ●医師の宿日直許可の条件

もちろん許可を受けるためには条件があります。

- ① 特殊な措置を必要としない軽度の、または短時間の業務しか行わないこと
- ② 通常の勤務時間とは明確に線引きしたうえで業務に入れること
- ③ 宿直勤務は週1回、日直勤務は月1回を限度とし、宿直勤務については、相当の睡眠設備を設置すること

①から③の条件を全て満たし、かつ、宿直勤務については夜間に十分な睡眠がとれることとされています。また、宿日直1回の手当の最低額は、当該医療機関で宿日直の勤務に就く医師に支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下回らないものと定められています。

### ●条件を超える業務が発生したとき

許可を受けた宿日直でも、稀に①の条件を超えて、応急患者の診察や入院患者への対応、患者の死亡、出産等への対応といった業務が生じることがあります。この場合は、その業務に従事した時間は労働時間にカウントされ、割増賃金を含む賃金を支払う必要があります（図2-C）。ただ、それが常態でなければ宿日直許可は取り消されません。

●**宿日直許可の単位**は、例えば、深夜の時間帯に限って、あるいは病棟や診療科を特定して許可を得られますから、自施設の状況に応じた形で取り入れることが可能となっています。

当センターでは、宿日直許可の手続き方法の相談も受け付けていますので、気軽にお問合せください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

図1. 取組みを行っていない病院数

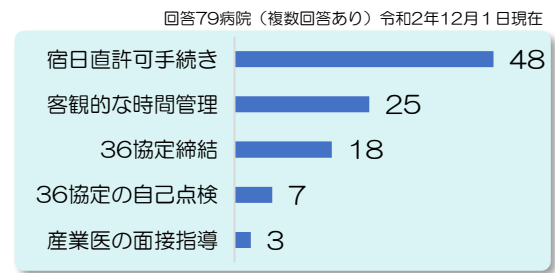
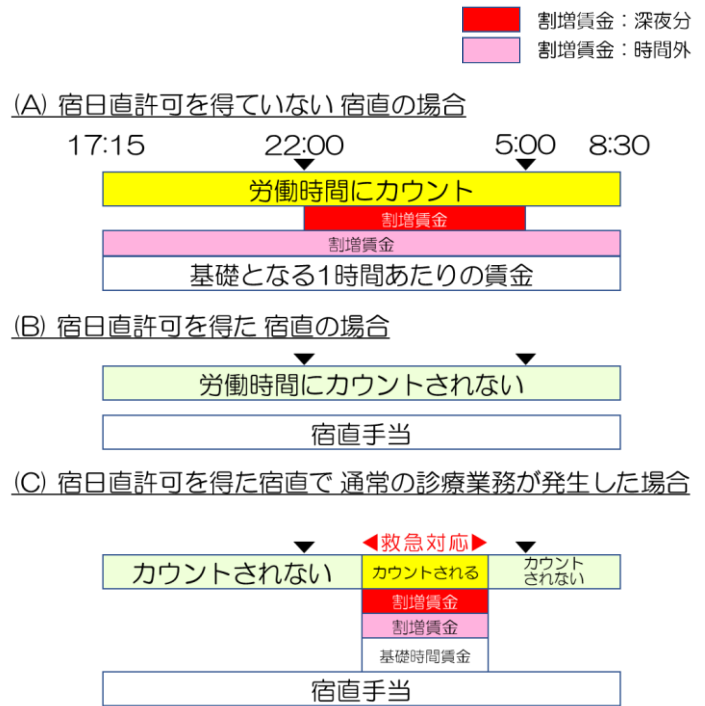


図2. 宿直と宿日直許可について



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

## 高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日（祝日、年末年始を除く）8：30 ～ 17：15まで  
ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>  
E-mail [kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp](mailto:kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp)

勤務環境の  
ことならお任せ

